# Deloitte. 德勤

税務

Tax Analysis P183/2013 - 2013 年 6 月 3 日

(日本語翻訳版)

# Tax Analysis

中国税務

Authors:

#### Hong Kong

Sarah Chin, Partner Tel: +852 2852 6440 Email: sachin@deloitte.com.hk

# Shanghai

Li Qun Gao, Partner Tel: +86 21 6141 1053 Email: ligao@deloitte.com.cn

For more information, please contact:

# **Indirect Tax Services National Leader**

# Hong Kong Sarah Chin, Partner

Tel: +852 2852 6440 Email: sachin@deloitte.com.hk

# **Northern Region Beijing**

Yi Zhou, Partner Tel: +86 10 8520 7788 Email: jchow@deloitte.com.cn

# **Eastern Region**

# Shanghai

Li Qun Gao, Partner Tel: +86 21 6141 1053 Email: ligao@deloitte.com.cn

### **Southern Region**

# Guangzhou

Janet Zhang, Partner Tel: +86 20 2831 1212 Email: jazhang@deloitte.com.cn 財政部と国家税務総局が交通運 輸業及び一部の現代的サービス 業に係る増値税改革試験の全国 での実施に関する政策を公布

中国財政部と国家税務総局は2013年5月24日、財税[2013]37号通達(以下 "37号文") を公布し、2013年8月1日より交通運輸業及び一部の現代的サー ビス業において営業税に代えて増値税を徴収する試験(以下"増値税改革試 験")を全国で実施することを明らかにした。37号文の公布により、増値税改 革試験の全国での実施が法規上も正式なものとなり、かつその実施細則も明ら かになった。

# 背景

交通運輸業及び一部の現代的サービス業に係る増値税改革試験は、2012年1月 1日から上海で先行して実施され、かつ2012年の間にその他の8省市まで実施 範囲が広がった。一部の地域のみでの試験の実施は不公平な競争を生じさせる ため、関連業種においては増値税改革試験の全国展開が待たれていた。2013年 4月10日に開かれた国務院常務会議において、増値税改革試験の全国での実施 に関するスケジュールが決められ、また、新たなサービス業種が試験の対象範 囲に加えられることが明らかにされた。

### 37 号文のポイント

37 号文によれば、交通運輸業及び一部の現代的サービス業に係る増値税改革試 験は2013年8月1日より全国で実施される。37号文では明確に述べられていな いが、今回の試験は全ての省市において同時に実施されるものと考えられる。 一部の地方の税務機関(例えば、山東省)では、8月1日から試験が実施される ことを確認する旨の地方通達を既に公布している。

37号文によれば、2013年8月1日をもって下記の通達は廃止される。その主な ものは、一部の地域での試験の実施段階において適用されたものである。

- 財税 [2011] 111 号
- 財税[2011]131号
- 財税[2011]133 号
- 財税[2012]53 号
- 財税[2012]71 号

- 財税 [2012] 86 号
- 財税[2003]16 号通達の第三条第 16 項及び第 18 項

37号文の4つの添付文書は、増値税改革試験の全国での実施に係る実施細則と言えるものである。これらの規定は、2013年8月1日より施行される。

37 号文は基本的に、財税[2011]110 号通達における原則及び一部の地域での試験の実施段階において適用された関連 規定を踏襲しているが、変更点もある。

- ラジオ、映画、テレビの製作、配給及び放映サービスが新たに試験対象となり、6%の増値税税率を適用する。国外において提供するラジオ、映画、テレビの配給、放映サービス及び国外組織に対して提供するラジオ、映画、テレビの製作サービスについては、増値税を免除する。
- 納税者が提供する課税対象サービスに免税とゼロ税率が同時に適用できる場合、ゼロ税率を優先適用する。 (注:ゼロ税率が適用される課税対象サービスについては、免税が適用される場合と同様に売上増値税は課されないが、サービスを提供するために生じた仕入税額は控除し、あるいは還付を受けることができる。)
- 国内の組織及び個人がゼロ税率の適用される課税対象サービスを提供する場合、ゼロ税率の適用を放棄し、免税もしくは規定に従い増値税を納付する処理を選択することができる。ゼロ税率の適用を放棄した場合、36 ヶ月間はゼロ税率の適用を再申請することはできない。
- 外国貿易企業がゼロ税率の適用される課税対象サービスを兼営する場合、統一的に「免除・還付」方式が適用される。財税[2011]131 号通達によれば、ゼロ税率が適用される課税対象サービスを提供する場合には「免除・控除・還付」方式が適用される。しかし、外国貿易企業が貨物を輸出する場合には「免除・還付」方式が適用される。実務上、企業が上記の二つの方式を同時に適用することはできないことから、37 号文では、外国貿易企業がゼロ税率の適用される課税対象サービスを提供する場合、貨物の輸出と同様に「免除・還付」方式を適用すると規定している。
- 増値税の一般納税者が自ら使用する、消費税の課税対象となるオートバイ、自動車及びヨットについては、その仕入税額を売上税額から控除できる。従来の規定においては、当該仕入税額を売上税額から控除することは認められていなかった。
- 中国人民銀行、商務部、銀行業監督管理委員会の認可を得てファイナンスリース業務に従事する納税者が、有 形動産のファイナンスリースサービスを提供する場合、取得する全ての代金及び価格外費用から賃貸者が負担 する有形動産の借入利息(外貨借入金と人民元借入金の利息を含む)、関税、輸入段階の消費税、据付費用、 保険料を控除した後の残額が売上額となる。なお、財税[2011]111 号通達では、一定の状況の下で、試験対象 納税者が試験対象とならない納税者に支払った金額を売上額から控除することが認められていたが、37 号文 では当該規定が取り消された。

#### コメント

増値税改革試験が正式に全国で実施されることを明らかにした37号文は、中国の増値税改革が新たな段階に入ったことを示している。財政部及び国家税務総局は一部の地域で現在行われている試験の経験を踏まえ、37号文において、納税者にとって有利と思われる政策の変更を行っている。その一つは、国外へ提供するサービスに対する免税またはゼロ税率の適用に関するものである。実務上、免税とゼロ税率のいずれを適用すべきかが曖昧なケースが少なからずある。オフショア・アウトソーシングサービスのソフトウエア開発及び設計サービスがその例である。規定によれば、国外に提供する研究開発及び設計サービスにはゼロ税率が適用されるが、条件を満たすオフショア・アウトソーシングサービスには免税が適用される。37号文では、このような場合、ゼロ税率を優先適用することが明確にされた。企業はゼロ税率が適用されるサービスに係る仕入税額を控除し、あるいは還付を受けることができるため、これは企業にとって有利な政策であると言える。

ある場合には、納税者はゼロ税率よりも免税の適用を好む可能性もある。例えば、仕入税額が非常に少なく、かつ輸出税金還付によるコンプライアンス管理の負担を負いたくないと納税者が考える場合である。37 号文では、納税者が自らゼロ税率の適用を放棄し、免税あるいは規定に従い増値税を納付する処理を選択することを認めている。このことは、納税者が自らの必要性に応じて、柔軟に最適な方法を選択することを可能にする。

ゼロ税率の適用される課税対象サービスを兼営する外国貿易企業の税金還付方式が明確化されたことは、外国貿易企業にとり朗報と言える。現在の実務において、一部の税務機関は、外国貿易企業に対して「免除・還付」方式から「免除・控除・還付」方式への変更を要求し、さもなければゼロ税率の適用による税金還付も受けられないとしている。このことは企業のコンプライアンス管理の負担を増すだけではなく、控除不可の増値税コストを増加させる可能性もある。37 号文により、外国貿易企業におけるこの問題は解決される。

37 号文では、納税者が自ら使用するオートバイ、自動車及びヨットに係る仕入税額の控除を認めているため、納税者

はより多くの仕入税額を控除できることになる。この政策の変更は予想されていたものではない。多くの国では、企業の濫用を防止するため、企業がこのような増値税を控除することを認めていない。これらの資産の実際の用途は変わる可能性があることから、税務機関の管理コストを低減するために、このような変更が行われたのかもしれない。この変更により、実務における納税者のコンプライアンスコストも減少することになる。

増値税改革試験が全国で実施されることに伴い、試験対象納税者は仕入税額の控除に用いる増値税専用発票を全国で取得できるようになる。そのため、37 号文では、一部の試験対象納税者が試験対象とならない納税者へ支払った金額を売上額から控除することを認める規定を取り消した。しかし、これまでこの規定が適用されていた小規模納税者は、仕入税額の控除ができないため、今回の変更によって税負担が増加する可能性がある。37 号文では、小規模納税者の処理方法に言及していないため、この点の明確化が望まれる。また、ファイナンスリース企業が代金から一部の費用を控除して売上額を計算することを認める37 号文の規定は、試験の実施によりファイナンスリース企業の増値税負担が増したことの影響を緩和するためのものであると考えられる。

#### アドバイス

増値税改革試験は今後2ヶ月以内に全国で実施されるため、企業は37号文における新しい規定を理解した上で、以下の対策を講じることが考えられる。

- 1. 増値税の管理に関わる新たな必要(増値税発票の購入、発行など)を把握するため、企業のオペレーション及びサプライチェーンをレビューし、増値税改革試験の全国(特に中小都市)での実施が企業にもたらす影響を分析する。
- 2. 試験に関わる新たなルールをよく理解し、積極的に優遇政策を活用するようにする。
- 3. 増値税改革試験が関わる業務については、増値税のコンプライアンス作業に向けた準備を行う。
- 4. 増値税改革試験の動向を注視し、必要に応じ専門家に相談する。

デロイトの間接税サービスチームは増値税改革試験の動向に引き続き注目し、企業に関連のアドバイザリーサービス、税務機関とのコミュニケーションに関わるサポートサービスなどを提供いたします。増値税改革試験について何かご質問があれば、デロイトの間接税サービスチームまでお問い合わせください。

本 Tax Analysis の内容は、デロイトの間接税サービスに関わるものです。

本 Tax Analysis はデロイト中国が中国大陸及び香港のクライアント及びスタッフ向けに作成している、一般的な参考目的のものです。読者の皆様には、このニュースレターに含まれる情報に関して何らかの行動をとる前に、税務アドバイザーのアドバイスを受けることを提案いたします。本 Tax Analysis の内容に関する更なる情報、アドバイス或いはその他の税務問題に関する分析をご希望される場合、以下の担当者までご連絡ください。

北京

**呉嘉源** パートナー

TEL: +86 10 8520 7501 FAX: +86 10 8518 7501

E-mail: kevng@deloitte.com.cn

重庆

**龔兵** パートナー

TEL: +86 23 6310 6206 FAX: +86 23 6310 6170

E-mail: clgong@deloitte.com.cn

大連

**湯衛東** パートナー

TEL: +86 411 8371 2888 FAX: +86 411 8360 3297 E-mail: ftang@deloitte.com.cn

広州 謝玉蓮

パートナー

TEL: +86 20 8396 9228 FAX: +86 20 3888 0121

E-mail: contse@deloitte.com.cn

杭州

**廬強** パートナー

バートナー

TEL: +86 571 2811 1901 FAX: +86 571 2811 1904 E-mail: qilu@deloitte.com.cn 香港特别行政区

**展佩佩** パートナー

TEL: +852 2852 6440 FAX: +852 2520 6205

E-mail: sachin@deloitte.com.hk

济南

郭心潔

パートナー TEL ・+86 531 85

TEL: +86 531 8518 1058 FAX: +86 531 8518 1068

E-mail: eunicekuo@deloitte.com.cn

マカオ特別行政区

**馬健華** パートナー

TEL: +853 8898 8833 FAX: +853 2871 3033

E-mail: quiva@deloitte.com.hk

南京

**許柯** パートナー

TEL: +86 25 5791 5208 FAX: +86 25 8691 8776

E-mail: frakxu@deloitte.com.cn

上海

郭心潔

パートナー

TEL: +86 21 6141 1308 FAX: +86 21 6335 0003

E-mail: eunicekuo@deloitte.com.cn

深圳

**謝玉蓮** パートナー

TEL: +86 755 3353 8777 FAX: +86 755 8246 3222

E-mail: contse@deloitte.com.cn

苏州

**許柯/梁晴** パートナー

ハートナー TEL: +86 512 6289 1318/1328

FAX: +86 512 6762 3338 E-mail: frakxu@deloitte.com.cn E-mail: mliang@deloitte.com.cn

天津

**蘇国元** パートナー

TEL: +86 22 2320 6680 FAX: +86 22 2320 6699

E-mail: jassu@deloitte.com.cn

武漢

祝維純 パートナー

TEL: +86 27 8526 6618 FAX: +86 27 8526 7032

E-mail: juszhu@deloitte.com.cn

厦門

**蔣琳琦** パートナー

TEL: +86 592 2107 298 FAX: +86 592 2107 259

E-mail: lijiang@deloitte.com.cn

デロイト中国税務技術センターについて

デロイト中国の税務技術センター(National Technical Center: "NTC")は、デロイト中国の税務サービスの品質を高め、クライアントにより良いサービスを提供し、デロイト中国の税務チームをサポートすることを目的として、2006年に設置されました。デロイト中国のNTCは、"Tax Analysis"、"Tax News"などの刊行物を発行し、最新の税務に関する法規の紹介、技術的な観点からのコメントを提供しています。NTCでは、不明確または複雑な税務問題に対する調査研究と分析を行い、専門的なアドバイスの提供も行っています。

中国税務技術センター

E-mail: ntc@deloitte.com.cn

華東区

許徳仁

全国リーダー及びパートナー TEL:+862161411498

FAX: +86 21 6335 0003 E-mail: lkhaw@deloitte.com.cn 華北区

張捷

パートナー TEL:+86 10 8520 7526

FAX: +86 10 8518 1326 E-mail: angelazhang@deloitte.com.cn 華南区

殷国煒

パートナー

TEL: +852 2852 6538 FAX: +852 2520 6205

E-mail: dyun@deloitte.com.hk

### 日系企業担当者

上海

吉田 英司

パートナー

TEL: +86 21 6141 2128 FAX: +86 21 6335 0003

E-mail: eyoshida@deloitte.com.cn

上海

鈴木 健夫

シニアマネジャー

TEL: +86 21 6141 1701 FAX: +86 21 6335 0003

E-mail: takesuzuki@deloitte.com.cn

北京

中村 剛

パートナー

TEL: +86 10 8520 7272 FAX: +86 10 8518 1218

E-mail: tsnakamura@deloitte.com.cn

天津

三箇 成幸

シニアマネジャー

TEL: +86 22 2320 6820 FAX: +86 22 2320 6699

E-mail: ssanga@deloitte.com.cn

広州

瀧野 恭司

シニアマネジャー

TEL: +86 20 8396 9228 FAX: +86 20 3888 0575

E-mail: ktakino@deloitte.com.cn

香港

杉原 伸太朗

シニアマネジャー

TEL: +852 2852 6545 FAX: +852 2542 4597

Email: ssugihara@deloitte.com.hk

上海

板谷 圭一

パートナー

TEL: +86 21 6141 1368 FAX: +86 21 6335 0199

E-mail: kitaya@deloitte.com.cn

蘇州

滝川 祐介

マネジャー

TEL: +86 512 6289 1298 FAX: +86 512 6762 3338

E-mail: ytakikawa@deloitte.com.cn

北京

浦野 卓矢

シニアマネジャー

TEL: +86 10 8512 5524 FAX: +86 10 8518 1218

E-mail: turano@deloitte.com.cn

天津

梨子本 畅贵

マネジャー

TEL: +86 22 2320 6612 FAX: +86 22 2320 6699

E-mail: nnashimoto@deloitte.com.cn

深圳

上田 博規

シニアマネジャー

TEL: +86 755 3331 0976 FAX: +86 755 8246 3186 E-mail: hueda@deloitte.com.cn 上海

酒井 晶子

ディレクター

TEL: +86 21 6141 1493 FAX: +86 21 6335 0199

E-mail: aksakai@deloitte.com.cn

北京

原井 武志

パートナー

TEL: +86 10 8520 7310 FAX: +86 10 8518 1218

E-mail: takeharai@deloitte.com.cn

大連

田中 昭仁

シニアマネジャー

TEL: +86 411 8371 2850 FAX: +86 411 8360 3297 E-mail:atanaka@deloitte.com.cn

広州

土田 保成

ディレクター

TEL: +86 20 2831 1650 FAX: +86 20 3888 0121

E-mail: ytsuchida@deloitte.com.cn

香港

内村 治

パートナー

TEL: +852 2852 1093 FAX: +852 2542 4597

E-mail: ouchimura@deloitte.com.hk

#### デロイトについて

Deloitte ("デロイト") は英国法令に基づいて設立された保証有限責任会社である Deloitte Touche Tohmatsu Limited 及びその1社または複数のメンバーファームを指します。各メンバーファームはいずれも独立の法的地位を持つ法的実体です。Deloitte Touche Tohmatsu Limited 及びそのメンバーファームの法的組織の詳細については、www.deloitte.com/cn/about をご参照ください。

デロイトは各業種の上場及び未上場クライアントに対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザリーサービスを提供しています。デロイトのメンバーファームのネットワークは世界150カ国に及び、世界一流のプロフェッショナルサービスの能力とローカルマーケットでの深い専門知識により、世界各地におけるクライアントのビジネスの成功をサポートしています。デロイトの182,000名のプロフェッショナルは優れた模範となるために努力しています。

#### デロイト大中華圏について

デロイトはリーディングプロフェッショナルサービスプロバイダーの一つであり、大中華圏において北京、香港特別行政 区、上海、台北、重慶、大連、広州、杭州、ハルビン、新竹、済单、高雄、マカオ特別行政区、单京、深圳、蘇州、台中、台単、天津、武漢及び厦門を含めて21都市に13,500名のスタッフを有し、現地の法規によりクライアントにサービスを提供しています。

#### デロイト中国について

中国では、Deloitte Touche Tohmatsu , Deloitte Touche Tohmatsu CPA Limited 及びその付属機構及び関連機構がサービスを提供しています。Deloitte Touche Tohmatsu も Deloitte Touche Tohmatsu CPA Limited も Deloitte Touche Tohmatsu Limited のメンバーファームです。

デロイトは最初 1917 年に上海に事務所を設立しました。グローバルなネットワークの下、デロイト中国は国内企業、多国籍企業及び高成長企業に対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザリーサービスを提供しています。

デロイト中国は豊富な経験を有し、一貫して中国の会計基準、税制の制定及び職業会計士の発展に多大な貢献をしてきました。また、香港においては、上場企業の約3分の1に対してサービスを提供しています。

本ニュースレターに含まれる情報は、一般的な情報です。したがって、Deloitte Touche Tohmatsu Limited, Deloitte Global Services Limited, Deloitte Global Services Holdings Limited, the Deloitte Touche Tohmatsu Verein, 及びいずれかのメンパーファーム或いは上述したその関連機構(総称して"デロイトネットワーク")の提供する会計、税務、法律、投資、コンサルティング或いはその他の専門的な提案若しくはサービスを構成しません。本ニュースレターは、専門的な提案若しくはサービスの代替にはなりません。読者はこのニュースレターに含まれる情報を、自社の財務または自社の業務に影響を与える可能性のある意思決定の基礎とすることはできません。自社の財務または業務に影響を与える可能性のある意思決定の基礎とすることはできません。自社の財務または業務に影響を与える可能性のある意思決定の基礎とよる「記録していていては責任を負いません。デロイトネットワークに属する機構は、読者の本ニュースレターの使用によって生じる何らかの損失については責任を負いません。

©2013 徳勤華永会計師事務所(スペシャルジェネラルパートナーシップ)